

前橋市 D X（デジタルトランスフォーメーション）推進計画

令和3年3月
(令和4年10月一部改訂)

めぶく  前橋市

目次

- 1 背景・目的
- 2 計画の位置づけ、構成、期間
- 3 全体像と各取り組み
- 4 推進体制
- 5 用語集

1 背景・目的

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応では、各種助成金などのオンライン申請や教育分野のオンライン化環境が構築されていなかったこと、国・地方を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで非効率だったことなど、行政における様々な課題が明らかになりました。
- 国は、デジタル社会の将来ビジョンに「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進めることとし、その実行に向けて令和3年9月にデジタル庁を設置しました。
(デジタルガバメント実行計画)
- その際に重要な概念は、「デジタル化を手段として変革を進めること」(DX:デジタル・トランスフォーメーション)です。単なる新技術の導入ではなく、それに合わせて制度や政策、組織のあり方等を変革していくことが求められています。
- DXとは、「デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政、地域社会に再構築するプロセス」です。短期間で実現できるものではありませんので、長期的な展望を持ちつつ、着実に歩みを進めていくことが重要です。
- こうした社会情勢の変化を踏まえ、平成13年3月に策定した「前橋市情報化推進基本方針」を見直し、「前橋市DX推進計画」を策定します。なお、本計画は、官民データ活用推進基本法に定める市町村官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置づけます。

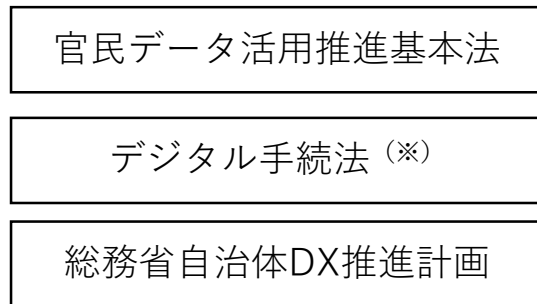
2 計画の位置づけ、構成、期間

(1) 計画の位置づけ

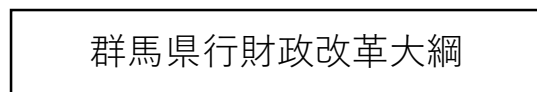
本計画は、第七次前橋市総合計画や前橋市行財政改革推進計画の推進をDX（デジタルトランスフォーメーション）で補完するものです。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月）第9条3項に規定される「市町村官民データ活用推進計画」策定、デジタル手続法（令和元年5月）に基づく行政手続きのオンライン化、総務省自治体DX推進計画（令和2年12月25日）の各種要請や群馬県行財政改革大綱を踏まえた内容として位置づけます。

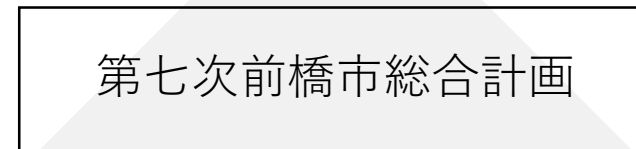
国の関連法等による要請



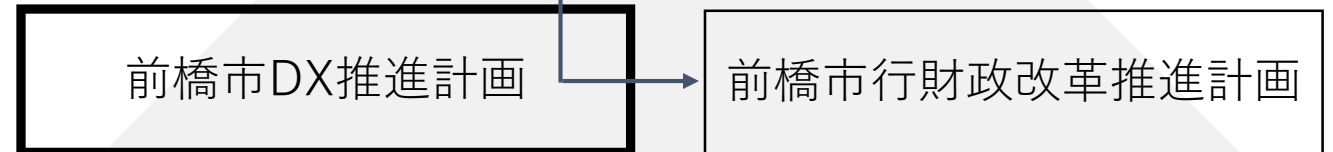
群馬県の計画



市の最上位計画



補完

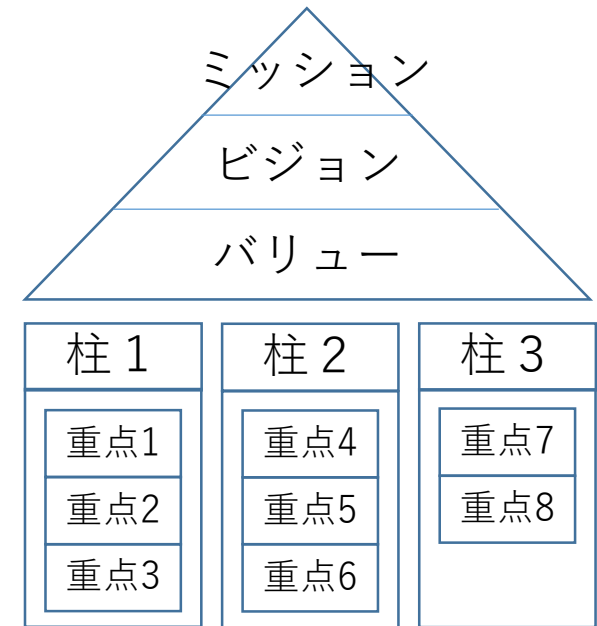


（※）情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

2 計画の位置づけ、構成、期間

(2) 計画の構成

市が果たすべき使命や存在意義（ミッション）、実現したい未来（ビジョン）、組織が持つべき共通の価値観（バリュー）を明示し、3つの柱のもと8つの重点事業を推進します。

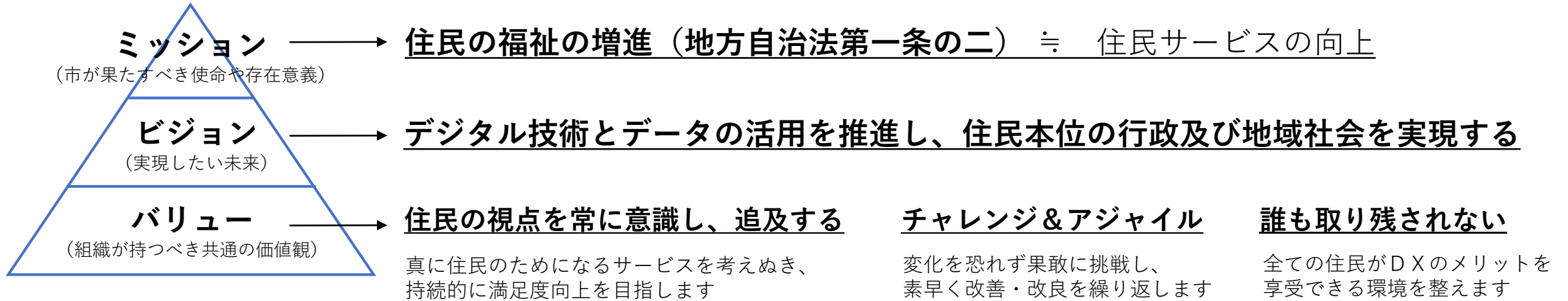


(3) 計画期間

2021年4月～2026年3月（5年間）

各事業の推進にあたっては、国が進める施策との整合・連携を図る必要があることから、計画の終期は総務省自治体DX計画の計画期間（2021年1月～2026年3月）と同様に設定するとともに、社会情勢や国の動向等の変化に応じて適宜見直しを行います。

3 全体像と各取り組み



3つの柱と8つの重点事業

1 住民の利便性向上	2 新たな価値創造	3 すべての住民に
(1) <u>行政手続きのオンライン化</u> (2) <u>マイナンバーカードの普及・活用</u> (3) <u>情報システムの全体最適化</u>	(1) <u>官民データ活用の推進</u> (2) <u>市役所のDX推進</u> (3) <u>地域社会のDX推進</u>	(1) <u>デジタルディバイドの解消</u> (2) <u>デジタルインフラの整備</u>

※取組のうち下線部 () は官民データ活用推進計画の5項目



住民の 情報 (検索) を 正確に速く入手したい!



住民に渡すべき 情報 (結果・決定) を 正確に速く届けたい!



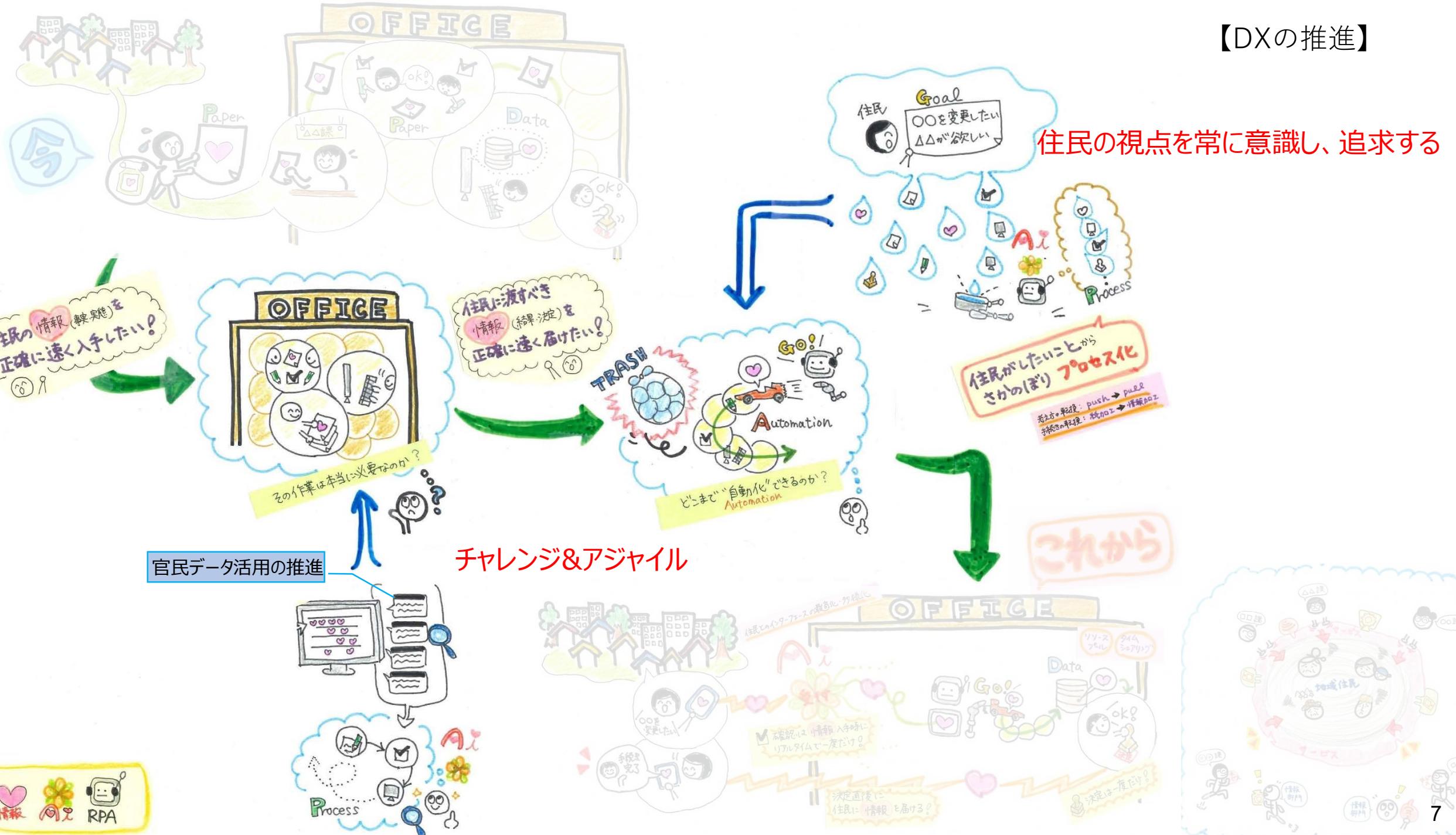
住民がしたいことから さかのぼり プロセス化

着た方の処理: push → pull
着た方の処理: pull → push

これから

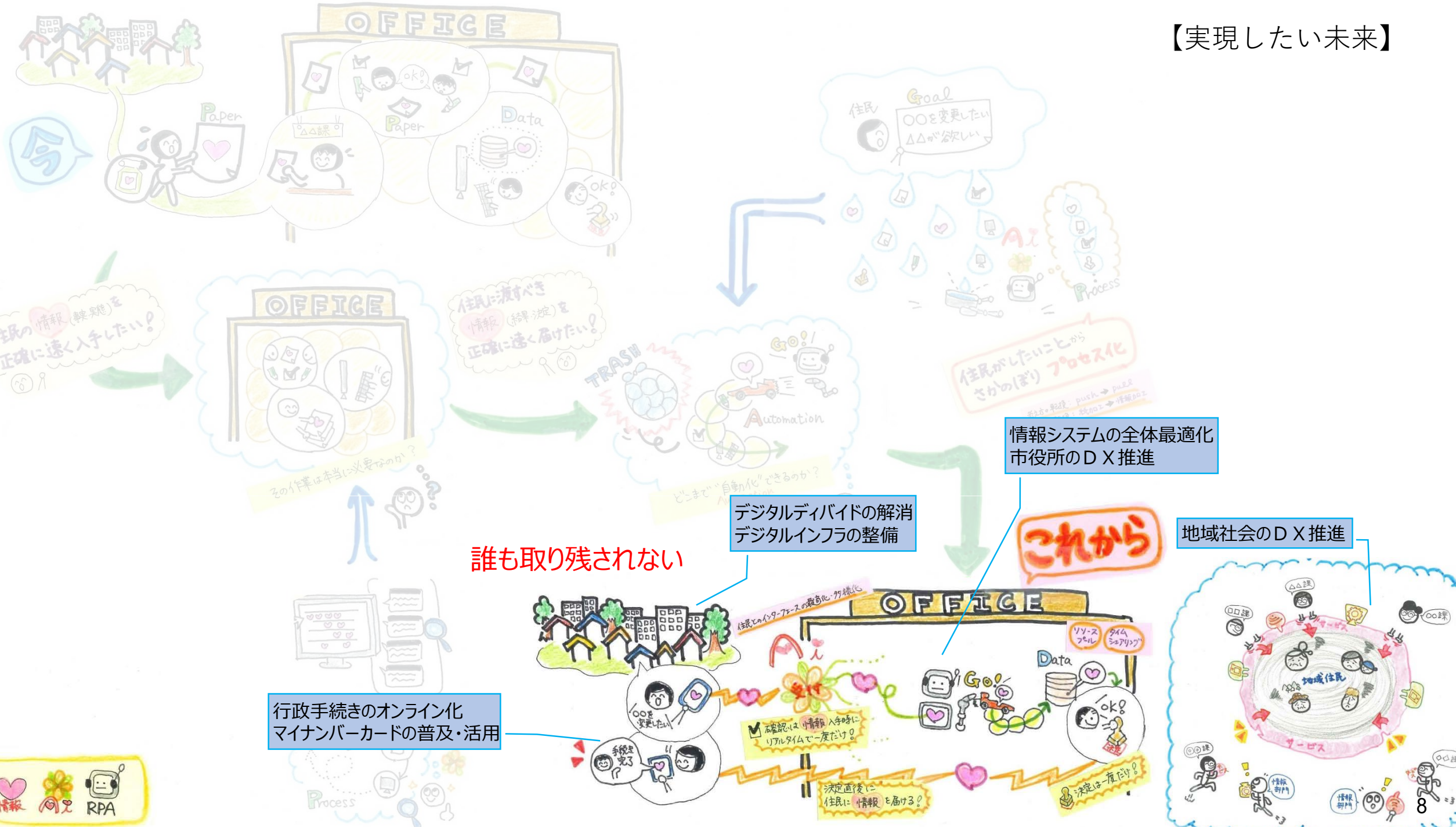
情報 RPA





官民データ活用の推進

チャレンジ&アジャイル



住民の情報 (結果) を正確に速く入手したい!

OFFICE

その作業は本当に必要なのか?

住民に渡すべき情報 (結果・決定) を正確に速く届けたい!

TRASH

Automation

どこまで「自動化」できるのか?

住民がしたいことからさかのぼりプロセス化

情報システムの全体最適化
市役所のDX推進

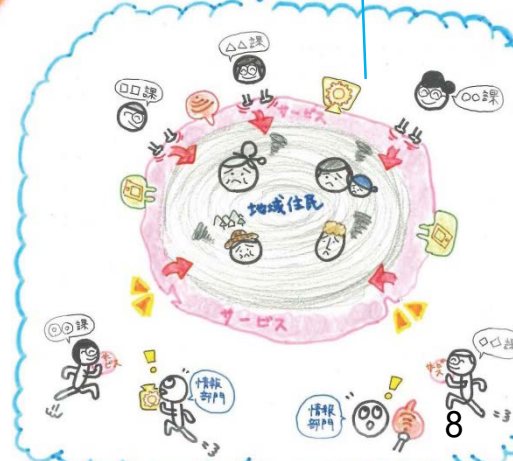
デジタルデバイドの解消
デジタルインフラの整備

これから

地域社会のDX推進

行政手続きのオンライン化
マイナンバーカードの普及・活用

誰も取り残されない



情報

RPA

いつでも、どこからでも、必要な住民サービスを受けるための「窓口」につながる。

それだけでなく、実現すべきは、

住民も気付いていない、でもこれからは本当に必要な住民サービスが、地域との共創により創発され、

必要な時期にスマートフォンへプッシュ型で案内されたり、

希望する人にはライフステージや趣味嗜好に合わせた地域活動の情報が提供される未来。



取組の柱	1 住民の利便性向上
------	------------

取組名	(1) 行政手続のオンライン化				
概要	<p>市は、日々の暮らしを支える様々な住民サービスを提供する役割を担っており、行政手続のオンライン化は、住民の利便性の向上という観点から優先して行う必要があります。</p> <p><u>書面・押印・対面を前提とする文化から脱却し、いつでも、どこでも、簡単に住民サービスの利用や手続きが行えるよう、(1)デジタルファースト、(2)ワンスオンリー、(3)コネクテッド・ワンストップの3つを基本原則として、行政手続のオンライン化を図ります。</u></p> <p>なお、オンライン化を進めるにあたっては、法令に基づく行政手続だけでなく、条例または規則に基づく全ての手続を対象とします。</p>				
現状と課題	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 市では、令和2年7月時点で1,978件の行政手続があり、そのうちオンラインで可能な手続は36件（約1.8%）である。書面・押印・対面を前提としたルール（法令・規則）整備と業務プロセス構築により、オンライン化が進んでいない。 オンラインによる住民向けの行政手続は、(1)マイナポータル「ぴったりサービス」と(2)ぐんま電子申請受付システムなど汎用的電子申請システムにより受け付けているが、住民・行政双方の満足度（使いやすさ、業務システムとの連携等）に課題がある。 				
取組	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 国においては、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」という考え方のもと、民間から行政への手続の99.4%が廃止または廃止の方向となり、特に認印については全て廃止される見込みとなっている。今般の国の取り組みを取り入れつつ、阻害要因である書面・押印・対面の課題解決を図るとともに、オンライン化を前提としたルール整備と業務改革（BPR）を行う。 国は、マイナポータル(ぴったりサービス)の課題解消に向けて、UI・UXの抜本的改善を行うとともに、国・地方を通じたシステム上の不整合について改善を予定している。こうした国側の推進状況や、本人確認の認証レベルに応じた他の汎用的電子申請システムとの役割分担を整理したうえで、(1)処理件数が多く利便性向上や業務効率化効果が高い手続、(2)子育て・介護・引っ越し等ライフイベントに伴う手続を優先的に推進し、拡大する。 				
KPI (重要業績指標)	2025年度（令和7年度）末までに、全ての行政手続をオンライン化する				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	国によるマイナポータルのUI・UXの抜本的改善				
	優先手続きのオンライン化推進				
	全行政手続のオンライン化推進（阻害要因の課題解決、ルール整備・BPR含む）				

取組の柱	1 住民の利便性向上
------	------------

取組名	(2) マイナンバーカードの普及・活用				
概要	<p>マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認及び電子署名を行うことができ、今後のデジタル社会の基盤になるものです。国は、2022年度末にはほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指しており、市においても、<u>マイナンバーカード交付円滑化計画</u>に基づいた普及促進に努めるとともに、市独自の活用策や民間サービスとの連携を通じて、マイナンバーカードの利便性を向上させます。</p>				
現状と課題 ・ 取組	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、2020年9月からマイナポイント事業、2021年3月からは健康保険証としての利用開始、2024年度には運転免許証との一体化を予定するなど、マイナンバーカードの普及拡大に向けた取り組みを進めている。また、市ではこれまで、マイタク、母子健康情報サービス、前橋ポイントなど、マイナンバーカードを活用した市独自サービスを積極的に展開している。 その一方で、本市のマイナンバーカード交付率は25.0%（2021年1月末時点）となっている。市役所1階にマイナンバーカードにかかる総合支援窓口を設置するなど取り組みを進めているが、交付円滑化計画に定めた目標値（2022年度末には市民の90%が取得）とは大きな乖離が生じている。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所及び大胡・宮城・粕川・富士見支所における常設窓口、市民サービスセンターや企業等への出張申請、郵便局をはじめとする地域との連携等を通じて、カードの交付から利活用まで市民の様々なニーズにきめ細かく対応する。 市は2022年度までにマイタク事業におけるマイナンバーカード活用の一本化を進める。また、国は2022年を目途にマイナンバーカードを活用して生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供する方針（PHR）や、2023年3月末には概ね全ての医療機関等でマイナンバーカードを健康保険証として利用できるシステム導入を目指す方針を示しており、こうした動向を踏まえつつ、市民の暮らしを支える新たなサービスを検討する。 				
KPI (重要業績指標)	<p>2022年度（令和4年度）末までに、市民の90%にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す さらに、全ての市民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す</p>				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	国によるPHR導入、概ね全医療機関等での健康保険証利用				
	マイナンバーカードの普及促進（交付円滑化計画）		マイナンバーカードの普及促進（2022年度末の状況を踏まえた対応）		
	マイタクのマイナンバーカード化（2022年度）など各種利活用策の推進、新たな利活用策の検討・実施				

取組の柱	1 住民の利便性向上
------	------------

取組名	(3) 情報システムの全体最適化				
概要	地域社会のDX推進を進めるにあたっては、市役所のDX推進が不可欠です。単なる手続きのオンライン化に留まらず、 <u>住民サービスにかかる受付・審査・決裁・支出・情報の保管といった内部事務を含む一連の業務が、フルデジタル（エンドツーエンド）で処理できるよう取り組みます。</u>				
現状と課題 ・ 取組	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国自治体の情報システム（基幹系業務システム及び内部事務系システム）は、各団体が独自に発展させてきた結果、発注・維持管理や制度改正による改修対応など個別に対応せざるを得ず、その負担が課題となっている。また、国・地方を通じたデジタル化を進める観点からも、各自治体のシステム機能が標準化されていることが望まれている。 ・本市では、高崎市及び伊勢崎市と基幹系業務システムを標準化し共同運用すること（自治体クラウド）で負担軽減を図っているところだが、国は、デジタルガバメント実行計画において「2025年度を目標時期として、住民基本台帳や固定資産税など基幹系17業務のシステムの標準化・共通化することとしている。 ・上記に加え、本市における内部事務系システムは、文書管理（公文書管理、電子決裁）が未導入、財務会計（予算、執行、決算等）の保守期限が2025年度となっており、フルデジタル化の視点に立った再構築が急務である。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が進める標準化・共通化の動きを注視しつつ、連携する内部事務系システムの導入・更新を含めて業務プロセスの見直しやAI・RPA等を活用した業務改革（BPR）を進める。その結果、職員の生産性向上を実現し、住民サービスの向上に資する情報システムの全体最適化を実現する。 				
KPI (重要業績指標)	2025年度（令和7年度）末までに、市役所のフルデジタル化（エンドツーエンド）を実現する				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	<p>情報システムの全体最適化実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が進める基幹系17業務の標準化・共通化との整合 ・内部事務系システム（文書管理システム、財務会計システム）の導入・更新 ・それらと並行する業務プロセスの見直し、AI・RPA等を活用した業務改革（BPR） 				

取組の柱	2 新たな価値創造
------	-----------

取組名	(1) 官民データ活用の推進				
概要	<p>近年、スマートフォン普及やIoT進展により、文字・音声・画像・位置情報など、膨大な種類や量のデータがリアルタイムに流通・蓄積できるようになりました。社会のデジタル化に伴い、データは知恵・価値・競争力の源泉となり、市民のより豊かな生活や事業者の活動しやすい環境実現、さらには地域課題の解決に至るまで、その活用はますます重要になっています。</p> <p><u>市は、地域における「最大のデータホルダー」であることを自覚し、官民の相互連携を前提としたデータ整備を行うとともに、EBPM（データに基づく政策立案）をはじめとするデータ活用を通じた新たな価値の創造により、地域全体の効率化・高度化に寄与します。</u></p>				
現状と課題 ・ 取組	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨今では、シビックテック（社会課題の解決に取り組む有志エンジニア等による活動）の果たす役割が注目されているが、国や自治体が公表する情報が再利用しにくい（検索しにくい、データの形式が揃っていない、機械判読しにくいなど）ことが課題となっている。 ・本市では、オープンデータライブラリーを通じて二次利用可能なデータを提供しているが、近年の自治体オープンデータ政策における課題を踏まえ、国においては「ベースレジストリ」（公的機関等で登録・公開される人、法人、土地、建物等の社会の基本データ）の整備が検討されている。 ・また、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立要請を背景に、自治体が保有する個人情報について、個人の権利利益を保護しながら活用することが期待されている。本市では、市が保有するクローズドデータを活用して空き家を可視化・推計する取り組みを試行するなど、一部では官民のビッグデータを活用してEBPMを推進する取り組みを推進しているが、(1)制度（目的、期間、管理体制など透明性の確保）、(2)ツール（データの共有や可視化手法構築）、(3)風土（意識と人材・ノウハウ）の課題から、全庁的にはデータ活用が進んでいない。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は、社会の基礎的な情報を管理するデータホルダーであり、社会的価値をもたらすデータ活用者でもあることを認識し、ベースレジストリへの対応など官民の相互連携を前提としたデータ整備を推進する。 ・個人情報保護制度にかかる全国的な共通ルールや運用等の見直しを踏まえつつ、データ活用の進まない3大要因（(1)制度、(2)ツール、(3)風土）の課題を解消し、市役所内及び地域におけるデータ活用を推進する。 				
KPI (重要業績指標)	2025年度（令和7年度）末までに、市民・事業者・地域の課題解決に資するデータの共有や活用の仕組みを構築する				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	官民の相互連携を前提としたデータ整備（オープンデータの推進、ベースレジストリへの対応等）				
	市役所内及び地域における官民データの利活用（制度・ツール・風土の課題解消）				

取組の柱	2 新たな価値創造
------	-----------

取組名	(2) 市役所のDX推進				
概要	<p>2025年問題（団塊の世代が75歳以上になり医療・介護ニーズが増大）や2040年問題（高齢者人口がピークに達し労働力不足が深刻化）に対応するためには、市役所職員数の減少など経営資源が大きく制約されることを前提としながら、デジタル化を手段として制度や政策、組織のあり方を変革していかなければなりません。国の研究会（2018年7月、総務省自治体戦略2040構想研究会報告）によれば、自治体は、従来の半分の職員で本来担うべき機能を発揮できる仕組みが必要とされています。</p> <p><u>市職員が、住民への直接的なサービス提供や職員でなければならない企画立案業務に特化できるよう、市役所のDX化を推進し、AIやロボット（RPA等）に任せることが出来る業務は任せるとともに、その環境を構築・運用する人材の育成・確保に取り組みます。</u></p>				
現状と課題 ・ 取組	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、Web会議の活用、テレワーク導入、ペーパーレス化、AI・RPAによる業務自動化等の取組が試行されているが、一部の部署における活用に留まっている。 市役所内の各部署において、自主的・自律的に業務プロセスの見直しやAI・RPA等を活用した業務改革（BPR）が実践できたり、ICT技術の知見を持ったうえで現場の実務に即したゴール設定や課題解決について適切な判断や助言を行うことのできる人材が求められている。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの全体最適化の一環として、テレワークやペーパーレス化など生産性が高く働きやすい職場環境を推進する。令和4年度に更新時期を迎える端末及びネットワークの調達に合わせたモバイル端末及び無線LANの導入、コミュニケーションのデジタル化（ビジネスチャット）等の環境整備に取り組む。併せて、業務の利便性・効率性など新たな時代の要請を担保するセキュリティ対策に取り組む。 また、組織全体で取り組む体制づくりのために、国・県と連携し、アドバイザー派遣制度の活用、研修を通じた職員の能力開発、民間企業を含む人事交流や外部人材の登用など、人材の育成・確保を図る。 				
KPI (重要業績指標)	2025年度（令和7年度）末までに、市役所のフルデジタル化（エンドツーエンド）を実現する【1(3)再掲】				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	生産性が高く働きやすい職場環境整備 (2022年度のモバイル端末及び無線LAN導入、コミュニケーションのデジタル化等)				
	業務プロセスの見直し、AI・RPA等を活用した業務改革（BPR）【1(3)再掲】				
	人材の育成・確保（研修を通じたBPR実践、アドバイザー派遣等の外部人材活用）				

取組の柱	2 新たな価値創造
------	-----------

取組名	(3) 地域社会のDX推進				
概要	<p>行政分野のみならず、農業から建設、小売、エネルギー、医療・健康、教育に至るまで、あらゆる産業においてDXが進むことで変革が促され、多様な主体との連携により新たな価値を生み出すことが期待されています。</p> <p>市は、助成制度等を通じて、各産業分野のDXを支援します。また、地域の産学官が連携し、国の先導的実証プロジェクト推進やDX人材育成の好循環づくりに取り組みます。</p>				
現状と課題	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では、IT化やテレワーク環境を促進する助成制度等を通じて、各産業分野のデジタル化を支援している。 また、交通分野では、国の先導的実証プロジェクト採択を受け、5Gを活用した自動運転バスの実証実験やマイナンバーカードと交通系ICカードを紐づける市独自サービスを柱とした前橋版MaaSの取り組みなど、デジタル技術を活用し、市民の移動を個人的にも社会的にも望ましい方向に変化させる取り組みを進めており、市民の行動変容から、新しい暮らしの形やビジネスが生まれることが期待されている。 その一方で、分野によって取り組みに濃淡が生じている。今後は、デジタル技術を活用し、地域に根差したサービスを提供することで地域住民の生活を豊かにしていくことが求められる。加えて、それらの取組を支える地域人材を育成する必要がある。 				
取組	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所は、各産業分野においてDXを行う企業・団体等を支援する。また、国が主導する先端的な実証プロジェクトに大学・企業等と連携してチャレンジするとともに、実証プロジェクトを通じて得られた知見やノウハウを各分野の関係者で共有し、地域における実装を目指す。 デジタル技術を活用して地域に根ざしたサービスを提供するためには、データの利活用について、地域住民との相互理解が不可欠であるため、地域住民自らが主体的に参加しながら住民サービスの質を高めていく仕組みを構築する。 また、市内の大学、企業、行政等が連携し、共創事業を通じて各産業分野のDXに寄与するとともに、地域で学んだ人材が地域の企業で活躍する「DX人材育成の好循環づくり」に取り組む。 				
KPI (重要業績指標)	2025年度（令和7年度）末までに、DX人材育成の好循環を促す仕組みを構築する				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	助成制度等を通じた各産業分野のデジタル化支援				
	国の実証プロジェクト推進及び実装（スマートシティモデル事業、スマートモビリティチャレンジ、5G実証実験等）				
	DX人材育成の好循環づくり				

取組の柱	3 すべての住民に
------	-----------

取組名	(1) デジタルディバイド（情報格差）の解消				
概要	<p>デジタルディバイドとは、パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題です。地域社会のDX推進にあたっては、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰も取り残されない形で、全ての市民にデジタル化の恩恵を広く行き渡らせていくことが重要です。</p> <p><u>市内企業・NPO法人・市民等と連携し、高齢者等が情報通信機器やサービスの利用方法について、身近な場所で相談や学習を行える機会を創出します。</u></p>				
現状と課題 ・ 取組	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年版総務省情報通信白書によれば、2019年のインターネット利用率（個人）は89.8%であり、端末別では、スマートフォン（63.3%）、パソコン（50.4%）となっている。年齢別の利用率では、13～59歳までの各階層で97.7%以上となっており、60-69歳で90.5%、70-79歳で74.2%、80歳以上で57.5%となっている。 その一方で、インターネットの利用目的は、情報検索や電子メールの送受信が主であり、電子政府・電子自治体の利用（電子申請等）は殆ど使われていない。世代を問わずインターネット環境には親しんでいるものの、その活用に関する理解やスキルが十分でなく、デジタル化の恩恵が広く享受されていない。 本市では、一部の公民館において、市内企業やNPO法人と連携し、高齢者へのスマートフォンの使い方教室などを開催しているが、こうしたニーズはますます高まっている。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内企業・NPO法人・地域住民等と連携し、高齢者等が情報通信機器やサービスの利用方法について、身近な場所で相談や学習を行える機会を創出する。その際、市は、オンラインによる行政手続やマイナンバーカードを活用した各種サービスの利用促進を図るなど、官民が連携して、より相乗効果を発揮できるよう取り組む。 				
KPI (重要業績指標)	2025年度（令和7年度）までに、希望する市民が身近な場所で相談や学習を行える環境を構築する				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	一部地区でのモデル実施			市全域での実施	

取組の柱	3 すべての住民に
------	-----------

取組名	(2) デジタルインフラ（情報通信網及びマイナンバーカード）の普及				
概要	<p>地域社会や市役所のDX推進には、インターネットへの接続を可能とする通信網や確実な本人確認のもと各種サービスが利用できるマイナンバーカードの普及が欠かせません。</p> <p><u>光ファイバーや5Gインフラなど通信網の普及・活用を推進するとともに、市有施設はもとより地域拠点等と連携したマイナンバーカードの普及促進を図り、住民がDXのメリットを享受できる環境を構築します。</u></p>				
現状と課題 ・ 取組	<p><現状と課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 光ファイバー網については、これまで未整備地区であった赤城山（大洞・箕輪地区）において2020年5月からサービスが供用開始となり、市内全地区で整備が完了した。順次、地域住民や観光事業者等におけるサービス利用を進めている。 国は、2019年12月から、通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、自治体や企業が主体となり独自に5Gシステムを構築できるローカル5G制度を開始している。本市では、地域の産学官で構成する協議会（前橋市5G利活用検討協議会）を設置し、超高速・超低遅延・多数同時接続という5Gの特徴を活用した地域の課題解決を目指している。 本市では、市内全ての郵便局（46局）において、個人を認証する基盤であるマイナンバーカードの申請を行うことができたり、携帯ショップでマイナポイント利用手続きを行うことができるが、こうした取り組みをさらに拡充することが望まれている。 <p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 前橋市5G利活用検討協議会で検討中の3分野（交通、教育、救急搬送）を中心に、ローカル5Gの社会実装に向けた取組を進める。併せて、市有施設への5G基地局設置誘致など、市内におけるキャリア5Gの整備早期に向けた働きかけを行う。 市有施設のみならず、郵便局、携帯ショップ、コンビニなど地域の拠点や事業者と連携し、各種サービスを利用するためのマイナンバーカードの普及を促進する。 				
KPI (重要業績指標)	<p>2022年度（令和4年度）末までに、市民の90%にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す【1(2)再掲】</p> <p>さらに、全ての市民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す【1(2)再掲】</p>				
工程表	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
	通信網（キャリア5G・ローカル5G）の普及・活用				
	地域と連携したマイナンバーカードの普及促進				

4 推進体制

(1) 推進体制

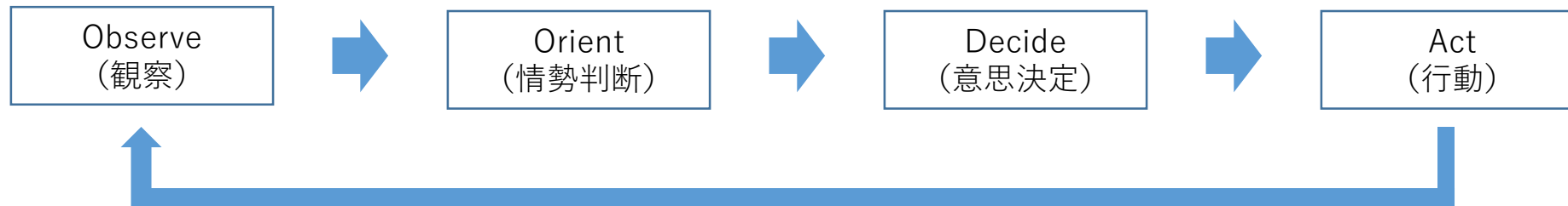
最高情報統括責任者（CIO、副市長）を中心とする「前橋市DX推進委員会」において、本計画の推進及び進捗管理を行います。また、「DX推進員」を各部署からの推薦のもと任命し、必要な研修等の機会を提供するとともに、必要に応じてワーキンググループを構成し、部署や所管業務を超えた取り組みを促します。

また、取組を庁内だけに留まらせず、提供可能な行政情報は積極的に公開・提供し、住民、企業・団体、大学等の教育機関と広く連携・協働することで、新たな価値の創造を目指します。

(2) 推進手法

前述の組織を中心に、ミッション・ビジョン・バリューを念頭に置きながら、計画に基づく重点事業を推進します。その一方で、社会情勢や技術動向等の急速な変化に対しては、計画自体を常に最新化していくことを念頭に置きつつ、変化の状況を観察し、素早く判断して臨機応変に対応します。

<例> OODAループ

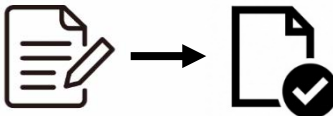

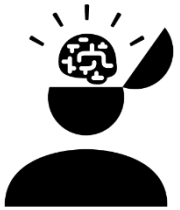


4 推進体制

(3) 取り組みの考え方

本計画において、DXとは「デジタル技術とデータの活用を推進し、住民本位の行政・地域社会に再構築するプロセス」と定義しています。単なる新技術の導入ではなく、それに合わせて制度や政策、組織のあり方等を変革していくことが重要です。

一足飛びにはいきませんので、「デジタルイゼーション」→「デジタルライゼーション」→「DX」と3つの段階を経ながら実現を目指します。

	デジタルイゼーション	デジタルライゼーション	DX
内容	 <p>ICTツールの活用 (業務の一部をアナログからデジタルへ)</p>	 <p>業務プロセス全体のデジタル化 (新たな行動様式)</p>	 <p>変革による価値創造 (住民本位の行政・地域社会の実現)</p>
(例) 窓口 受付	<ul style="list-style-type: none"> 市役所窓口または郵送で受け付けた紙の書類をOCR（文字認識）で処理 データ入力の負担や入力誤りが軽減 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所窓口または郵送での紙申請からオンライン申請へ変更 市民はいつでもどこでも申請可能に 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な住民サービスが、必要な時期にスマートフォンへプッシュ型で案内される。 希望する人にはライフステージや趣味嗜好に合わせた地域活動の情報が提供される。
視点	業務本位		住民本位

4 推進体制

(4) 財政負担の考え方

- ・ 既存のシステム及び機器の更新時期を捉え、重複投資のないよう計画的に事業を進めます。
- ・ 国の方針やロードマップに沿って進める事業（計画期限や地方財政措置があるもの）とそれ以外の事業を分けて検討します。また、国の実証実験等を有効活用し、費用負担の軽減を図ります。
- ・ 前橋市DX推進委員会における審議及び毎年度の予算編成作業を通じて、庁内横断的かつ戦略的な投資を推進します。

5 用語集

ア～ソ	用語	用語の略、解説	該当頁
チ～テ	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータのこと。	P 13
ヒ～マ	官民データ活用推進基本法	官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする法律。同法第9条3項に、市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定が努力義務として規定されている。	P 2
マ～ン	ぐんま電子申請受付システム	インターネットを使って県や市町村への申請・届出や公共施設の予約を受け付けるシステムで、群馬県と市町村が共同で運営している。	P 10
A～M	コネクテッド・ワンストップ	一度の申請で、複数の手続きを同時に処理したり、手続き間でデータを連携して一連のサービスを一括で対応すること。	P 10
O～Z	情報システム	市町村における情報システムは、主に、基幹系業務システム（住民基本台帳、固定資産税など17業務）及び内部管理事務系システム（人事給与、財務会計等）により構成されている。	P 12
	スマートシティモデル事業	国土交通省が、新技術や官民データを活用し地域課題を解決するモデルとなる取組を公募するもの。本市の提案「官民ビッグデータを活用したE B P M推進」が、重点事業化促進プロジェクトとして選定されている。	P 15
	スマートモビリティチャレンジ	経済産業省・国土交通省が、新しいモビリティサービスの社会実装に挑戦する実証地域を公募するもの。前橋版M a a sの取組が、令和元年度及び2年度の支援対象として選定されている。	P 15
	総務省自治体DX推進計画	デジタル・ガバメント実行計画に記載された各施策のうち、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化したもの。	P 3

5 用語集

ア～ソ	用語	用語の略、解説	該当頁
チ～テ	チャレンジ&アジャイル	チャレンジ（挑戦）とアジャイル（Agile：素早い、機敏な）の心構えと行動を奨励することを意味する。アジャイルマインド（価値駆動）の実践は、ビジョンの実現を主眼とし、以下の行動を繰り返し実践していくこと。(1)探索と適応を繰り返す。(2)価値を届けるチャンスを見極め、複数の仮説から選択し、試行する。(3)結果を振り返り、更なる価値向上につなげる。	P 5
ヒ～マ	デジタルインフラ	パソコンやスマートフォンなどインターネットへの接続を可能とする通信網や通信機器、施設など社会基盤として敷設、運用されるものの総体のこと。	P 17
マ～ン	デジタルガバメント	デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、社会問題の解決や経済成長を実現するための政府の取り組みのこと。デジタルガバメント実行計画に基づき推進することとしている。	P 2
A～M	DX人材	デジタル技術やデータの活用を通じて、社内外に変革や新たな価値をもたらす人材の総称。	P 15
O～Z	デジタルイゼーション	業務のデータ化やICTツールの導入など、業務の一部をアナログからデジタルに置き換えること。	P 19
	デジタルライゼーション	業務プロセス全体をデジタル化により再構築することで、新たな行動様式や価値を生み出すこと。	P 19
	デジタルディバイド	パソコンやインターネット等の情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。	P 16
	デジタルファースト	押印の廃止、添付資料の削減等のデジタル化阻害要因を解消することで手続きをデジタル化し、個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結すること。	P 10
	テレワーク	tele（離れたところ）とwork（働く）を合わせた造語。在宅勤務、サテライト勤務など情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。	P 14

5 用語集

用語	用語の略、解説	該当頁
ぴったりサービス	マイナポータル機能の一つで、子育てに関する手続きをはじめとして、様々な申請や届出をオンライン上で行うことができるサービスのこと。	P 10
5 G (ファイブジー)	超高速、超低遅延、多数同時接続といった特徴を持つ新しい移動通信システムのこと。通信事業者が整備するキャリア5 Gと、自治体や企業が主体となり独自に5 Gシステムを構築できるローカル5 Gの制度がある。	P 17
フルデジタル化 (エンドツーエンド)	住民から申請等の情報を受け取り、市役所内で処理をし、住民へ結果等を返すまでの一連の作業(二者間を結ぶ経路全体)を全てデジタル化すること。	P 14
母子健康情報サービス	マイナンバーカードを活用し、紙で配られる母子手帳の機能を電子化した前橋市独自の事業。市が保有する乳幼児健診の結果や予防接種記録などをいつでも確認することができる。	P 11
マイタク	高齢者などの移動困難者を対象として、タクシー運賃の一部を補助する前橋市独自の事業。マイナンバーカードを活用し、利用登録証と利用券を電子化する取組を導入している。	P 11
マイナポイント	マイナンバーカードを使って予約・申込を行い、選んだキャッシュレス決済サービスで買い物をすると、25% (上限5,000円) 分のポイントを国が付与する事業。	P 11
マイナポータル	行政機関が持っている自分の特定個人情報の確認できたり、子育てや介護をはじめとするオンライン申請ができたり、行政機関からのお知らせを確認できる政府運営のポータルサイトのこと。	P 10
マイナンバーカード	住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製カード。身分証明書として利用できるほか、ICチップに格納された電子証明書によりオンライン申請を行うことができる。	P 10

5 用語集

	用語	用語の略、解説	該当頁
ア～ソ			
チ～テ	マイナンバーカード 交付円滑化計画	マイナンバーカードの普及促進に向け、国が全自治体に策定を求める計画で、申請の目標値や受付体制の整備等について記載するもの。	P 11
ヒ～マ	前橋ポイント	国が構築する基盤を活用し、マイナンバーカードを使って地域の商店、公共施設、オンライン通販サイトで使うことのできるポイントのこと。マイナポイントの前身事業。	P 11
マ～ン	ワンスオンリー	一度行った手続きで変更や更新を行う際に、同じ情報や書類を二度提出することを不要とすること。	P 10
A～M			
O～Z			

5 用語集

ア～ソ	用語	用語の略、解説	該当頁
チ～テ	A I	Artificial Intelligence（アーティフィシャルインテリジェンス）の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。	P 9
ヒ～マ	B P R	Business Process Re-engineering（ビジネスプロセスリエンジニアリング）の略で、既存の業務構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること。	P 7
マ～ン	D X	Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略で、デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。英語圏では、TransをXと略す。	P 2
A～M	E B P M	Evidence based policy making（エビデンスベースドポリシーメイキング）の略で、データ等の証拠（エビデンス）を活用して、効果的・効率的な政策立案及び運営を目指す取り組みのこと。	P 10
O～Z	I o T	Internet of Things（インターネットオブシングス）」の略で、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。	P 10
	K P I	Key Performance Indicator（キーパフォーマンスインジケーター）の略で、組織や個人が日々の業務を進めていくにあたり、「何をもって進捗とするのか」を定義するために用いられる指標のこと。	P 7
	M a a S	Mobility as a Service（モビリティアズアサービス）の略で、マースという。情報通信技術を活用し、マイカー以外の全ての交通手段による移動を途切れなく繋ぐ新たな移動の概念。	P 12

5 用語集

	用語	用語の略、解説	該当頁
ア～ソ			
チ～テ	OODAループ	観察（Observe）、情勢判断（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）の頭文字を取った言葉で、ウーダループという。現場が起点となり、素早く臨機応変に対応することで、結果として現場の問題解決能力が向上することが期待されます。	P 15
ヒ～マ	PHR	Personal Health Record（パーソナル・ヘルス・レコード）の略で、生まれてから学校、職場など、生涯にわたる個人の健康等情報を本人や家族が正確に把握する仕組みのこと。	P 8
マ～ン	RPA	Robotic Process Automation（ロボティックプロセスオートメーション）の略で、ソフトウェアロボットによる事務処理の自動化のこと。	P 9
A～M	UI	User Interface（ユーザー・インターフェース）の略で、ユーザー（利用者）と製品・サービスを繋ぐ接点全般のこと。	P 7
O～Z	UX	User Experience（ユーザー・エクスペリエンス）の略で、ユーザー（利用者）が製品・サービスと接触したり利用したりした際に得られる体験のこと。	P 7

改訂内容

令和4年10月11日一部改訂

- ・ P11 取組名（2）マイナンバーカードの普及・活用、
P17 取組名（2）デジタルインフラ（情報通信網及びマイナンバーカード）の普及 に以下KPIを追加

2022年度（令和4年度）末までに、市民の90%にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す
さらに、全ての市民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指す



前橋市DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画

前橋市役所未来創造部情報政策課
〒371-8601 群馬県前橋市大手町2-12-1
TEL 027-898-5883
FAX 027-223-8497
E-mail joukan@city.maebashi.gunma.jp